

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年 5 月 9 日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 株式会社 I H I |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | (03) 6204 - 7800 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部 千葉 恭彦 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社 I H I (東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

(注 1) 本書中の「公開買付者」又は「当社」とは、株式会社 I H I をいいます。

(注 2) 本書中の「対象者」とは、明星電気株式会社をいいます。

(注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注 7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注 8) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利をいいます。

(注 9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注 10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

明星電気株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成24年5月8日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を取得し、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。当社は、本公開買付けに際し、対象者の筆頭株主である有限会社ディー・エス・エムインベストメンツラムダ（以下「ラムダ」といいます。（注））（保有株式数：38,575,000株、対象者が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：29.05%（小数点以下第三位四捨五入、以下所有割合について同じとします。）、対象者の大株主である大和証券エスエムピーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「大和PI」といいます。（注））（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）及び対象者の大株主である日本電気株式会社（以下「日本電気」といいます。）（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）との間で、平成24年5月8日付でそれぞれ応募契約（以下「応募契約書」といいます。）を締結し、ラムダ、大和PI及び日本電気（以下「応募合意株主」といいます。）が保有する対象者株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しております。応募契約書の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「応募契約書」をご参照下さい。なお、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）である1株当たり90円は、当社と応募合意株主との協議・交渉を経て決定した価格です。また、当社は、平成24年5月8日付で対象者との間で業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しております。本業務提携契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本業務提携契約」をご参照下さい。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を66,399,000株（所有割合：50.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（66,399,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における当社による所有割合が過半数となるように設定しております。他方、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を67,720,000株（所有割合：51.00%）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（67,720,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、当社は応募合意株主との間で、応募合意株主が保有する対象者株式の全て（保有株式数の合計：76,818,772株、所有割合：57.85%）を応募することに合意しておりますが、当該保有株式数の合計（76,818,772株）は、本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000株）を上回っております。

なお、対象者が平成24年5月8日に公表した「株式会社IHIによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和PIの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(注) ラムダと大和 P I は、対象者株式について共同で議決権を行使する緊密な関係にあるとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景

当社は、資源・エネルギー、船舶・社会基盤・セキュリティ、産業機械・システム、回転・量産機械及び航空・宇宙を事業基盤とする1853年（嘉永6年）創業の総合重工業会社です。

2009年（平成21年）5月に制定した「I H I グループビジョン」において、当社グループの目指すべき姿を、「技術をもって社会の発展に貢献する」「人材こそが最大かつ唯一の財産である」という経営理念を念頭に、「21世紀の環境、エネルギー、産業・社会基盤における諸問題を、ものづくり技術を中核とするエンジニアリング力によって解決し、地球と人類に豊かさや安全・安心を提供するグローバルな企業グループとなる」と決めました。

このような視点に基づいて、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、当社の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましても、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。

当社のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシング（注）と通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えています。

対象者は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システムを事業基盤とする1938年（昭和13年）設立の電気通信会社で、平成24年3月期において売上高9,025百万円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益1,456百万円（前事業年度比35.4%増）を記録（ただし、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。）し増収増益を達成しております。現在、対象者は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでいるとのことです。対象者の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光X線分析装置や「かぐや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する独自製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えられていたとのことです。また、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしており、経営再建を無事完了することができたとのことです。今後は、対象者の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっているとのことです。

(注) センシングは、セキュリティーに関わる目的に応じて、変位や速度に代表される物理量を、電磁波・光・音波等を応用した機器で測定し、対象の状態や変化を感知する技術。

(3) 本公開買付の実施に関する意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

前記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景」に記載した背景を踏まえ、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社 I H I エアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関しての協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議いたしました。また、当社は、本公開買付けに際し、平成24年5月8日付で対象者との間で本業務提携契約を締結しており、本公開買付けが成立した場合には、本業務提携契約に基づく対象者との業務提携を推進していく予定です。本業務提携契約の内容については、後記「(4) 本公開買付けに係る重要な合意」の「本業務提携契約」をご参照下さい。

(4) 本公開買付けに係る重要な合意

応募契約書

当社は、本公開買付けにあたり、平成24年5月8日付で、(イ)ラムダ及び大和 P I との間の応募契約書（以下「応募契約書（ラムダ及び大和 P I）」）と、(ロ)日本電気との間の応募契約書（以下「応募契約書（日本電気）」）とをそれぞれ締結いたしました。これらの応募契約書は大要以下のとおりであります。なお、応募合意株主が保有する対象者株式の合計は76,818,772株となっており、当該保有株式数の合計（76,818,772株）は本公開買付けにおける買付予定数の上限（67,720,000株）を上回っていることから、本公開買付けにおいて応募合意株主の保有する対象者株式を全て売却することはできません。ラムダ及び大和 P I は、あん分比例によりラムダ及び大和 P I に返還される対象者株式について、本公開買付けの終了後、投資会社として適宜売却により投資回収を図る方針であるとのことですが、現状、時期・方法等具体的に決まっていることはないとのことです。また、日本電気は、あん分比例により日本電気に戻還される対象者株式の処分方針について、現状特に決定している事項は存在しないとのことです。

イ 応募契約書（ラムダ及び大和 P I）

ラムダ（保有株式数：38,575,000株、所有割合：29.05%）及び大和 P I（保有株式数：21,484,000株、所有割合：16.18%）は、その保有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、ラムダ及び大和 P I による本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、応募契約書（ラムダ及び大和 P I）締結日から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）開始日までのいずれの時点においても、当社の表明及び保証（（ ）設立の適法性及び存続の有効性、（ ）応募契約書（ラムダ及び大和 P I）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、（ ）応募契約（ラムダ及び大和 P I）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、（ ）応募契約（ラムダ及び大和 P I）の法的拘束力及び強制執行可能性、（ ）本公開買付けに関する十分な買付資力の存在）の違反が存在しないこと、当社の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務、当社の誓約事項（本公開買付けの条件変更を行う場合、（ ）ラムダ及び大和 P I に対して、当該条件変更の内容及び理由について書面で事前通知すること、（ ）ラムダ及び大和 P I の合理的な要請がある場合には、誠実に協議に応じること、（ ）当該条件変更が公開買付期間を延長する内容のものである場合には、ラムダ及び大和 P I の書面での事前同意を取得すること（公開買付届出書の訂正届出書を提出しなければならない事由が生じた場合において、訂正届出書の提出に伴い公開買付期間を延長しなければならないとき及び応募契約書（ラムダ及び大和 P I）締結日から公開買付期間終了日までの間に、対象者の株式を対象とする本公開買付けに対抗する公開買付けが行われた場合を除く。））を遵守する義務）について重大な違反が生じていないこと、ラムダ及び大和 P I は、対象者に係る未公表の法第166条第2項に定められる業務等に関する重要事実を法第166条第1項各号又は同条第3項に定めるところにより認識していないこと（ただし、その応募対象株式の応募が法第166条第6項第7号に該当する場合を除く。なお、当社並びにラムダ及び大和 P I は、応募契約書（ラムダ及び大和 P I）の締結時において、かかる重要事実を認識していないことを相互に確認しています。）、対象者が、本公開買付けに賛同する旨の適法かつ有効な取締役会決議（以下「賛同決議」といいます。）がなされていることを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、ラムダ及び大和 P I は応募対象株式に応募する義務を負わない（ただし、ラムダ及び大和 P I は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

ラムダ及び大和 P I は、本公開買付けが成立した場合であって、平成24年6月開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したのものにつき議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。なお、ラムダ及び大和 P I は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る本定時株主総会にお

ける議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

ロ 応募契約書（日本電気）

日本電気（保有株式数：16,759,772株、所有割合：12.62%）は、その保有する対象者株式の全部を本公開買付けに応募する。ただし、日本電気による本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、

応募契約書（日本電気）締結日から公開買付期間開始日までのいずれの時点においても、当社の表明及び保証（公開買付期間開始日及び本公開買付けの決済の開始日における、（ ）設立の適法性及び存続の有効性、（ ）応募契約（日本電気）の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在並びに必要な手続の履践、（ ）応募契約（日本電気）の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、（ ）応募契約（日本電気）の法的拘束力及び強制執行可能性）の違反が存在しないこと、当社の義務（本公開買付けを実施する義務、守秘義務）について重大な違反が生じていないことを前提条件としており、これらの前提条件が充足されなかった場合には、日本電気は応募対象株式に応募する義務を負わない（ただし、日本電気は、これらの条件の全部又は一部の充足を放棄し、応募することはできる。）。

日本電気は、本公開買付けが成立した場合であって、本定時株主総会において応募対象株式のうち本公開買付けの決済が完了したものにつき議決権を有するときは、本応募契約に基づき、本定時株主総会における当該議決権の行使について当社の指示に従う。なお、日本電気は、本公開買付けにより当社が取得した対象者株式以外の対象者株式に係る本定時株主総会における議決権その他の株主としての権利の行使については、各自の自由な判断に基づき行使することができる。

本業務提携契約

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日（本「本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記ロに掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議について公表を行う。ただし、本公開買付価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性がある」と合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と誠実に協議を行う。

ハ 業務提携

当社及び対象者は、セキュリティ事業に関する連携、宇宙事業に関する連携、その他当事者間が別途合意する事項に関する業務提携を行う。提携の具体的内容は当事者間で協議・検討を行うものとする。

ニ 対象者の経営体制等

対象者は、本定時株主総会終了後は、当社の事前の書面による同意がない限り（ただし、当社はかかる同意を不合理に留保又は拒絶しない。）、株式等の募集等当社の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為を行わず、あらかじめ当社に通知を行い、それに基づいた協議をしない限り、自ら又はその子会社をして、その他ロに掲げる事項を行わず、かつ行わせない。

ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社の対象者に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。対象者は、当社による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

ヘ 業務提携契約の有効期間及び終了

業務提携契約は、本締結日付で効力を生ずる。ただし、八乃至ホについては、本公開買付けが成立し、その決済が完了した時点で効力を生ずる。

業務提携契約は、（ ）本公開買付けが平成24年5月31日までに開始されなかった場合、（ ）本公開買付けが撤回された場合、（ ）本公開買付けが成立せず、又は平成24年7月25日までに本公開買付けの決済が完了しなかった場合には、当事者間で別途書面により合意した場合を除き、自動的に終了する。

当社及び対象者は、相手方について、(a)業務提携契約上の重要な義務の違反があった場合、(b)重大な法令違反があった場合、(c)支払停止、債務超過となった場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始の申立があった場合、(d)手形交換所の取引停止処分を受けた場合、(e)裁判所が仮差押、仮処分、差押又は競売手続開始決定を行い、当該決定が事業に重大な悪影響を及ぼす場合、(f)その他、業務提携契約を継続し難い重大な事由が発生した場合には、相手方に対して書面で通知することにより、業務提携契約を直ちに解約することができる。

当社及び対象者は、本公開買付けの決済が行われた後、当社の対象者に対する議決権保有割合が20%以下となった場合は、業務提携契約の変更又は終了について誠実に協議する。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」といいます。）に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：91円から98円

類似会社比較法：50円から142円

DCF法：49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値（93円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（94円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（98円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91円）を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。

当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5

月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円(小数点以下四捨五入)に対して1.10%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

また、本公開買付価格90円は、本書提出日の前営業日である平成24年5月8日の東京証券取引所における終値94円に対して4.26%(小数点以下第三位四捨五入)のディスカウントを行った金額となります。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和P Iの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち2名全員(うち社外監査役1名)が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(6) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

当社は、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けによりその目的を達した場合には、現時点で、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社は対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施するため、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は67,720,000株(所有割合:51.00%)を上限として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け後においても、対象者株式は引き続き東京証券取引所市場第二部の上場は維持される予定です。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成24年5月9日(水曜日)から平成24年6月6日(水曜日)まで(21営業日) |
| 公告日 | 平成24年5月9日(水曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年6月19日(火曜日)までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 株式会社 I H I
東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
(03) 6204 - 7800 (代表)
経営企画部 千葉 恭彦
確認受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 【買付け等の価格】

| | |
|--------------|--|
| 株券 | 普通株式 1株につき金90円 |
| 新株予約権証券 | |
| 新株予約権付社債券 | |
| 株券等信託受益証券() | |
| 株券等預託証券() | |
| 算定の基礎 | <p>当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より本株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：91円から98円 類似会社比較法：50円から142円 DCF法：49円から95円</p> <p>市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値（93円）、直近1ヵ月間の終値の単純平均値（94円）、直近3ヵ月間の終値の単純平均値（98円）及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値（91円）を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。</p> <p>当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定いたしました。</p> <p>なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円（小数点以下四捨五入）に対して1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。</p> |

| | |
|--------------|---|
| | <p>また、本公開買付価格90円は、本書提出日の前営業日である平成24年5月8日の東京証券取引所における終値94円に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを行った金額となります。</p> |
| <p>算定の経緯</p> | <p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社は、2009年（平成21年）11月に「グループ経営方針2010」を策定し、諸施策の実行のために、「本体販売重視のビジネスモデルからライフサイクル重視のビジネスモデルへ」、「技術シーズ重視の製品戦略から市場ニーズに即した製品戦略へ」、「国内中心の事業運営からグローバルな事業運営へ」、という3つのパラダイム転換を掲げ、新たな成長に向けた変革のために、グループの総力を結集して、実現に努めているところです。また、当社の事業基盤の一つである「船舶・社会基盤・セキュリティ」事業のうち、「セキュリティ分野」につきましては、「抗体医薬、交通セキュリティ、防衛システムなど安全・安心を実現する事業を展開する。」を目標とし、今後の成長分野と位置付けてその拡大を図っております。</p> <p>当社のみでなく関係会社も含めたグループ全体では、免震床・制振装置、踏み切り監視用レーザーレーダ、X線貨物検査装置及び入退出管理システム等、多様なセキュリティ関連製品を販売しております。ただ、今後この分野のさらなる成長を図るためには、技術基盤と製品群のさらなる拡大、特にセンシングと通信・制御技術のさらなる強化が必要と考えています。</p> <p>対象者は環境計測、防災システム、特機、宇宙関連及び制御システムを事業基盤とする1938年（昭和13年）設立の電気通信会社で、平成24年3月期において売上高9,025百万円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益1,456百万円（前事業年度比35.4%増）を記録（ただし、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。）し増収増益を達成しております。現在、対象者は、防災や減災の一翼を担う会社として東日本大震災被災地における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化などに全力で取り組んでおり、また、次なる成長のため、企業理念の改定や中期経営目標の設定を行い、「水中から宇宙まで」をカバーする世界のトータルソリューションプロバイダーを目指し、新しいお客さまの獲得や新規市場の開拓に取り組んでいるとのことです。対象者の事業に目を向けますと、特に高層気象向けラジオゾンデや地上気象向けアメダスに代表される各種気象計測等の環境計測事業、地震観測・警報等の防災システム事業、及び「はやぶさ」搭載蛍光X線分析装置や「かくや」搭載ハイビジョンカメラに代表される衛星観測機器・ロケット計測機器等の宇宙関連事業においては高い技術力と製品開発力を有しており、競争力を有する独自製品を販売しています。これらの優れた製品群があるとはいえ、その事業規模から一般企業に対する販売拡大や海外進出を短期間で実現するためには、有力なパートナー企業が必要と考えられていたとのことです。</p> <p>また、平成23年8月の減資により過去最大で110億円あった累積損失を解消すると同時に、平成24年6月には1株当たり1.5円の配当を実施する予定にしており、経営再建を無事完了することができたとのことです。今後は、対象者の新たな成長を実現すべく、新商品の開発、新規市場・新規顧客の開拓及びビジネスパートナーとの新たな協業などにより積極的な事業展開を実現することが課題となっているとのことです。</p> |

こうした状況のもと、当社及び対象者は平成23年10月頃より両者の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社グループのセキュリティ事業と対象者の環境計測事業・防災システム事業においては、直接的なシナジー効果が実現可能と考えられること、さらには当社の子会社である株式会社IHIエアロスペースの宇宙関連事業と対象者の宇宙関連事業においては、宇宙インフラシステムと小型衛星技術に関する協業等直接的なシナジー効果が早期に実現できること、当社グループの社会基盤事業と対象者の制御システム事業にも、水門等への制御システムの応用等直接的なシナジー効果が期待できるとの認識で一致しました。また、対象者は上記の協業に基づく事業的なシナジー効果の他、当社グループの広範な販売網を利用できることで、一般企業への販売拡大や海外進出の早期実現など販売面におけるシナジー効果も期待できると考えているとのことです。そこで、当社は、本公開買付けにより対象者を当社の連結子会社とし、強固なパートナーとなることが、両者の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、平成24年5月8日の当社取締役会において本公開買付けの実施を決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定しました。

(算定の際に意見を聴取した第三者の名称)

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである三井住友信託銀行に対して、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、当社は、三井住友信託銀行から本公開買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(意見の概要)

三井住友信託銀行は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者株式の価値算定を行い、当社は、平成24年5月7日付で三井住友信託銀行より本株式価値算定書を取得しました。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：91円から98円

類似会社比較法：50円から142円

DCF法：49円から95円

市場株価平均法では、平成24年5月7日を基準日として、東京証券取引所における対象者の普通株式の基準日終値(93円)、直近1ヵ月間の終値の単純平均値(94円)、直近3ヵ月間の終値の単純平均値(98円)及び直近6ヵ月間の終値の単純平均値(91円)を基に、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を91円から98円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、対象者の株式価値を分析し、1株当たり株式価値を50円から142円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、現在並びに将来の事業環境及び一般に公開された情報等の諸要素を当社において勘案した対象者の将来の収益予想を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たり株式価値を49円から95円までと算定しています。

(第三者の意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯)

当社は、三井住友信託銀行から取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、応募合意株主との間の対象者株式の取得に関する協議・交渉の結果を踏まえて、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付価格を90円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格90円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年5月7日の東京証券取引所における対象者株式の終値93円に対して3.23%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去1ヵ月間の終値の単純平均値94円（小数点以下四捨五入）に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去3ヵ月間の終値の単純平均値98円（小数点以下四捨五入）に対して8.16%（小数点以下第三位四捨五入）、平成24年5月7日までの過去6ヵ月間の終値の単純平均値91円（小数点以下四捨五入）に対して1.10%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

また、本公開買付価格90円は、本書提出日の前営業日である平成24年5月8日の東京証券取引所における終値94円に対して4.26%（小数点以下第三位四捨五入）のディスカウントを行った金額となります。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、法的助言を受けているとのこと。

対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく当社との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのこと。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのこと。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和P Iの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのこと。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのこと。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名（うち社外監査役2名）のうち2名全員（うち社外監査役1名）が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのこと。

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|----------------|----------------|----------------|
| 67,720,000 (株) | 66,399,000 (株) | 67,720,000 (株) |

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(66,399,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(67,720,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|---|---------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 67,720 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月9日現在)(個)(d) | |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年5月9日現在)(個)(g) | |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(j) | 115,345 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 51.00 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%) | 51.00 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(67,720,000株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成23年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成24年2月7日に提出した第99期第3四半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。ただし、単元未満株式についても本公開買付けの対象としており、平成24年3月21日付けで対象者が発行する第一種優先株式(3,537,735株)の全部を対象者が取得したのと引き換えに対象者の普通株式(対象者の自己株式232,784株及び新株の発行による16,526,988株の合計16,759,772株)が対象者の株主に交付され対象者の普通株式数が16,526,988株増加したため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年3月22日に提出した主要株主の異動に係る臨時報告書に記載された発行済株式総数132,796,338株(平成24年3月22日現在)に係る議決権の数(132,796個)を「対象者の総株主等の議決権の数(個)(j)」として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第9項）。

当社は、平成24年4月20日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成24年5月7日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、平成24年5月7日をもって終了しております。なお、当社は、本株式取得について、30日の禁止期間を17日に短縮する旨の平成24年5月7日付の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成24年5月7日の経過をもって、禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成24年5月7日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号 公経企第250号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
公経企第251号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時まで、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

本公開買付けに係る応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の株主名簿管理人（三井住友信託銀行）の特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は株主名簿管理人の特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注1）

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注2）が必要になります。

上記の応募株券等の振替手続及び上記の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注1）対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続きについて

対象者指定の株主名簿管理人の特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続きを公開買付代理人経由で行う場合は、当該株主名簿管理人に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は当該株主名簿管理人にお問合せくださいようお願い申し上げます。

（注2）本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人・・・住民票の写し（6ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人・・・登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。

法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主・・・常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限り、）の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じません。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|---------------|
| 買付代金(円)(a) | 6,094,800,000 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 24,000,000 |
| その他(c) | 3,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 6,121,800,000 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(67,720,000株)に、本公開買付価格(普通株式1株につき金90円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|------------|
| 普通預金 | 31,951,077 |
| 計(a) | 31,951,077 |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計 | | | | |

ロ【金融機関以外】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 計 | | | | |

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計(b) | | | | |

ロ【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| 計(c) | | | |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| | |
| 計(d) | |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

31,951,077千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2)【決済の開始日】

平成24年6月12日(火曜日)

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成24年6月25日(月曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受けをした公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(66,399,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限(67,720,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行いません(各応募株券等の数に1単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びウないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付け期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付け期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付け期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付け開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付け説明書を訂正し、かつ、既に公開買付け説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付け説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

公開買付者は、本公開買付けの結果について、公開買付け期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (千株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--------|---------|----------------|----------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|----|----|----|------|----|---------------|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

(2) 【経理の状況】

【貸借対照表】

【損益計算書】

【株主資本等変動計算書】

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第194期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）平成23年6月24日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第195期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）平成24年2月13日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（上記第194期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月4日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社 I H I

（東京都江東区豊洲三丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神二丁目14番2号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者が公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。この場合、対象者は市場価格にて当該自己株式を買い受ける意向です。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

公開買付者と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 決算年月 | 平成22年3月期 (第193期) | 平成23年3月期 (第194期) | 平成24年3月期 (第195期) |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 対象者からの仕入 | | | 1,250 |
| 対象者への売上 | | | |

公開買付者の連結子会社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

| 決算年月 | 平成22年3月期 (第193期) | 平成23年3月期 (第194期) | 平成24年3月期 (第195期) |
|----------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 対象者からの仕入 | 58,649 | 64,713 | 227,932 |
| 対象者への売上 | | | |

(注) 平成22年3月期(第193期)及び平成23年3月期(第194期)については株式会社IHIエアロスペース分のみ、平成24年3月期(第195期)については株式会社IHIエアロスペース(225,932千円)及び株式会社IHIエスキューブ(2,000千円)の合計分を記載しております。なお、平成24年3月期(第195期)については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けたものではありません。

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成24年5月8日開催の取締役会において、本公開買付けを通じて当社が対象者株式を取得すると同時に、本業務提携契約に基づく公開買付者との業務提携を推進することが、今後の対象者の更なる成長及び企業価値の向上に資すると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方で、本公開買付価格に関しては、最終的には当社と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであること、及び、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持されることが見込まれるため、対象者株主としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち社外取締役である寺竹成史氏は、当社と応募契約書を締結している大和P Iの従業員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全会一致により、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っているとのことです。

また、当該取締役会には一身上の都合で欠席した社外監査役である中村明弘氏を除き、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち2名全員(うち社外監査役1名)が出席し、いずれも、上記の対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本業務提携契約

当社及び対象者は、両者の更なる発展と企業価値の増大という共通の目的を達成するため、当社による本公開買付けを円滑に実施し、当社と対象者間の業務提携関係を推進することを目的として、平成24年5月8日（本「(2) 本業務提携契約」において、以下「本締結日」といいます。）付で、大要以下の内容の本業務提携契約を締結いたしました。

なお、本書提出日現在、対象者において、下記口に掲げる事項を行う予定はなく、当社及び対象者の間で同事項に関し合意している事項はありません。

イ 本公開買付けへの賛同等

対象者は、本締結日付で、賛同決議を行い、当社による本公開買付けの実施の公表後、直ちに賛同決議（ただし、本公開買付け価格については意見を留保し、株主に対する応募の推奨を行わない。）について公表を行う。

対象者は、当社が本公開買付けを開始した場合には、公開買付け期間の開始日において、賛同決議の内容と同趣旨の意見表明報告書を、法の定めに従って、関東財務局長に提出する。ただし、本公開買付け期間が終了するまでの間、対象者が賛同決議を撤回又は変更することを検討する場合には、当社との間で誠実に協議する。対象者は、かかる協議を踏まえ誠実に検討した結果、賛同決議の撤回又は変更を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反となる可能性があるとは合理的に認められる場合に限り、賛同決議を撤回又は変更することができる。

対象者は、当社との協議に基づき、本定時株主総会に提出する議案を決定する。また、対象者は、当社が別途指名する取締役候補者3名を含む取締役候補者5名を取締役に選任するための議案及び当社が別途指名する監査役候補者1名を含む監査役候補者3名を監査役に選任するための議案を、本定時株主総会に提出する。

ロ 重要事項の決定

対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営し、かつ運営させる。対象者は、本締結日から本定時株主総会が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、資産、負債等に重大な影響を与える一定の事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と誠実に協議を行う。

八 業務提携

当社及び対象者は、セキュリティ事業に関する連携、宇宙事業に関する連携、その他当事者間が別途合意する事項に関する業務提携を行う。提携の具体的内容は当事者間で協議・検討を行うものとする。

二 対象者の経営体制等

対象者は、本定時株主総会終了後は、当社の事前の書面による同意がない限り（ただし、当社がかかる同意を不合理に留保又は拒絶しない。）、株式等の募集等当社の議決権割合又は持株割合を希釈化させるおそれのある行為を行わず、又はあらかじめ当社に通知を行い、それに基づいた協議をしない限り、自ら又はその子会社をして、その他口に掲げる事項を行わず、かつ行わせない。

ホ 役員の派遣等

当社は、対象者の取締役の総数に、当社の対象者に対する議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で、対象者の取締役候補者を指名することができる。対象者は、当社による取締役候補者の指名がなされた場合には、その後最初に開催される株主総会において、当該指名に係る者を取締役に選任するための議案を提出する。

へ 業務提携契約の有効期間及び終了

業務提携契約は、本締結日付で効力を生ずる。ただし、八乃至ホについては、本公開買付けが成立し、その決済が完了した時点で効力を生ずる。

業務提携契約は、()本公開買付けが平成24年5月31日までに開始されなかった場合、()本公開買付けが撤回された場合、()本公開買付けが成立せず、又は平成24年7月25日までに本公開買付けの決済が完了しなかった場合には、当事者間で別途書面により合意した場合を除き、自動的に終了する。

当社及び対象者は、相手方について、(a)業務提携契約上の重要な義務の違反があった場合、(b)重大な法令違反があった場合、(c)支払停止、債務超過となった場合、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の開始の申立があった場合、(d)手形交換所の取引停止処分を受けた場合、(e)裁判所が仮差押、仮処分、差押又は競売手続開始決定を行い、当該決定が事業に重大な悪影響を及ぼす場合、(f)この他、業務提携契約を継続し難い重大な事由が発生した場合には、相手方に対して書面で通知することにより、業務提携契約を直ちに解約することができる。

当社及び対象者は、本公開買付けの決済が行われた後、当社の対象者に対する議決権保有割合が20%以下となった場合は、業務提携契約の変更又は終了について誠実に協議する。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 売上高 | | | |
| 売上原価 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | |
| 営業外収益 | | | |
| 営業外費用 | | | |
| 当期純利益(当期純損失) | | | |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | | | |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 | | | |
| 1株当たり配当額 | | | |
| 1株当たり純資産額 | | | |

2【株価の状況】

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 東京証券取引所 市場第二部 | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 月別 | 平成23年11月 | 平成23年12月 | 平成24年1月 | 平成24年2月 | 平成24年3月 | 平成24年4月 | 平成24年5月 |
| 最高株価(円) | | 82 | 89 | 98 | 116 | 111 | 101 | 94 |
| 最低株価(円) | | 75 | 80 | 83 | 87 | 98 | 90 | 91 |

(注) 平成24年5月については、平成24年5月8日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|---|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | | | | | | |
| 所有株式数(単位) | | | | | | | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | | | | | | |

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------|---------|----------|-------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----|----|----|----------|-------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第97期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月29日関東財務局長に提出

事業年度第98期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月29日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第99期第3四半期（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月7日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書、の四半期報告書又は半期報告書の提出後、本届出書提出日（平成24年5月9日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づいて臨時報告書を平成24年3月22日に関東財務局長に提出

対象者は平成24年3月22日付で臨時報告書を関東財務局長に提出しております。当該臨時報告書の内容は、以下のとおりです。なお、以下の本文中において「当社」とあるのは対象者を指します。

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 主要株主の異動

当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

新たに主要株主となるもの 日本電気株式会社

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

イ 当該主要株主となるものの所有議決権の数

異動前 個

異動後 16,759個

ロ 当該主要株主となるものの総株主等の議決権に対する割合

異動前 %

異動後 12.68%

（注）「総株主等の議決権の数に対する割合」は、平成23年12月31日現在の発行済み株式総数から議決権を有しない株式数686,303株を控除した総株主の議決権の数115,351個を基準として算出しております。

当該異動の年月日

平成24年3月21日

その他の事項

イ 本書提出日現在の資本金 2,996,530,724円

ロ 発行済株式総数 132,796,338株

【訂正報告書】

該当事項ありません。

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
 明星電気株式会社
 (群馬県伊勢崎市長沼町2223番地)
 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 第一種優先株式の取得および消却

対象者は平成24年3月21日に「第一種優先株式の取得および消却に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、対象者が発行する第一種優先株式(3,537,735株)の全部を取得すると引き換えに、普通株式(対象者の自己株式232,784株及び新株の発行による16,526,988株の合計16,759,772株)を交付し、また、取得した第一種優先株式につきましては、会社法第178条の規定に基づき同日付けで消却したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

(2) 平成24年3月期連結決算短信

対象者は、平成24年5月8日に、東京証券取引所において「平成24年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の連結損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況(連結)

| 決算年月 | 平成24年3月期(第99期) |
|------------|----------------|
| 売上高 | 9,025,856千円 |
| 売上原価 | 6,418,539千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,268,024千円 |
| 営業外収益 | 35,918千円 |
| 営業外費用 | 38,185千円 |
| 当期純利益 | 1,456,759千円 |

1株当たりの状況(連結)

| 決算年月 | 平成24年3月期(第99期) |
|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益 | 12.40円 |
| 1株当たり配当額 | 1.50円 |
| 1株当たり純資産額 | 46.01円 |